

# 国立大学法人お茶の水女子大学公的研究費等不正使用防止に関する基本方針

〔平成21年3月27日〕  
学 長 裁 定

改正 平成27年7月1日 平成28年5月27日  
平成29年9月27日 令和4年3月29日

国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）は、令和3年2月1日付けで改定された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定）を受け、これまでの取組みを継承しつつ、内容の見直し等により、新たな体制を整備しました。

今後も、本学における公的研究費等の適正な使用に向けて、運営・管理体制を絶えず見直しながら、学術研究を通じて社会・経済・文化等の充実発展に貢献できるよう努めてまいります。

## 1. 機関内の責任体系等の明確化

本学における公的研究費等の運営・管理にあたっては、組織全体の統括者等について、以下のとおり定め、それぞれが役割と責任を踏まえ、取り組みを推進する。

### 1) 最高管理責任者

大学全体を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負う。

### 2) 研究費コンプライアンス統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

### 3) 研究費コンプライアンス推進責任者

学内の各部局における公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

### 4) 監事

不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について大学全体の観点から確認し、意見を述べる。

## 2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

1) 公的研究費等の不正防止対策の理解や意識の浸透を図るため、研究費コンプライアンス教育を実施するとともに、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。

2) 研究費の使用及び事務処理手続きに関するルールを明確化し、周知を図る。

3) ルールを遵守し、不正使用を行わないことを誓約する書面の提出を求める。

4) 通報等の取扱い、公的研究費等の不正使用に係る調査の手続き等について明確化を図るため、規程等を整備する。

## 3. 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施を図るため、不正使用防止計画推進組織として、最高管理責任者の下に、公的研究費等不正使用防止対策委員会（以下「不正使用防止対策委員会」という）を設置する。

1) 不正使用防止対策委員会は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正使用防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

2) 不正使用防止対策委員会は監査室とも連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、大学全体の状況を体系的に整理し、評価する。

3) 不正使用防止計画の策定に当たっては上記2) で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。

#### 4. 研究費の適正な運営・管理活動の一層の推進

- 1) 物品購入等は、原則として発注担当職員が行う。ただし、50万円未満の物品購入等については、発注を教員が直接行うことができるものとする。
- 2) 物品等の購入時における不正防止のため、購入の当事者以外の者が納品チェックを行う体制として、納品検収窓口を置き、納入物品の検収は、原則として納品検収担当職員が行う。
- 3) 研究費の執行に関わる教職員、納入業者に対しては、不正に関与しない旨の誓約書の提出を求める。更に、不正な取引に関与した教職員や業者等の関係者に対しては、規程等で定めた処分方針を踏まえ、厳正に対処する。
- 4) 不正を事前に防止するための取組みとして、換金性の高い物品（パソコン、デジタルカメラ等）について、適切に管理する。

#### 5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費等の不正使用等に関する機関の内外からの通報及び相談に対し適切に対応できるよう、通報窓口を置く。また、不正使用等の調査手続に関する規程や研究者の行動規範、不正使用防止に係る各種規程等は、本学HPでの公開により、学内外に向けた積極的な情報発信を行う。

#### 6. モニタリングの在り方

- 1) 不正の発生の可能性を最小にすることを目的に、本学全体の観点から実効性のあるモニタリング体制を整備する。また、これらに加え、本学の実態に即して、不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的な監査を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る。
- 2) 内部監査部門である監査室は、最高管理責任者の下、内部監査を実施する。
- 3) 内部監査の実施に当たっては、把握されている不正発生要因に応じて、監査計画の見直しを図るとともに、専門的な知識を有する者を活用して内部監査の質の向上を図る。
- 4) 監査室は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、本学における不正防止への対応について定期的に意見交換を行う。